



年末の交通安全県民運動

12月11日(火) → 12月31日(月)

飲酒運転を撲滅しよう！



ドライバーは…

- ・「たかが飲酒運転」ではありません。飲酒運転が重大な悲劇を引き起こす犯罪であることを認識しましょう。
- ・飲酒の可能性のあるお出かけには、公共の交通機関を利用しましょう。

周りの人は…

- ・飲酒運転は、運転者だけの責任ではなく、同乗者や一緒に飲んでいたら人たちの責任でもあります。
- ・車で来ている人にはお酒を飲ませず、お酒を飲んでしまった人にはタクシーや代行運転を利用させましょう。

今年9月から、道路交通法の飲酒運転に関する罰則が右のとおり引き上げられました。

飲酒運転は、事故の被害者はもちろん、あなた自身やあなたの家族の一生を狂わせます。絶対にやめましょう。

	運転者本人	車両提供者	酒類提供者	同乗者
酒酔い運転	5年以下の懲役又は100万円以下の罰金	5年以下の懲役又は100万円以下の罰金	3年以下の懲役又は50万円以下の罰金	3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
酒気帯び運転	3年以下の懲役又は50万円以下の罰金	3年以下の懲役又は50万円以下の罰金	2年以下の懲役又は30万円以下の罰金	2年以下の懲役又は30万円以下の罰金

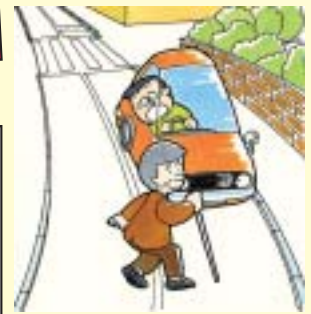
高齢者の交通事故を防止しよう！

一般ドライバーは…

- ・高齢の歩行者やドライバーへの思いやりを持った運転を心がけましょう。

高齢者は…

- ・自分の運転能力に応じたゆとりある運転を心がけましょう。
- ・夕暮れ時・夜間・早朝のお出かけの際には、目立つ服装や反射材を着用しましょう。



交差点の交通事故を防止しよう！

歩行者は…

- ・信号の意味や正しい横断の仕方など、交通规则についての意識を高めましょう。

ドライバーは…

- ・交差点付近ではゆとりを持ち、信号や周囲の状況に注意して安全確認を十分に行いましょう。
- ・黄色は「止まれ！」の合図です。無理な運転をやめ、出会い頭の事故を防ぎましょう。

